

水戸城公式ガイドブック制作業務委託プロポーザル実施要領

1 業務の概要

- (1) 名称
水戸城公式ガイドブック制作業務委託
- (2) 業務内容
水戸城公式ガイドブック制作業務委託仕様書のとおり
- (3) 委託期間
契約日から 2026（令和 8）年 3 月 27 日（金）まで
- (4) 委託場所
茨城県水戸市中央 1 丁目外地内
- (5) 委託料上限額
3,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加資格

本プロポーザルに参加できるのは、【様式 1】参加申込書の提出日現在において、以下の条件を全て満たす事業者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (3) 自己又は自社の役員や連携企業等が、次のいずれにも該当する者でなく、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的、又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して、資金の提供や便宜の供与等を行い、暴力団の維持運営に協力又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 プロポーザル実施スケジュール

項目	日程
公募開始（市ホームページ掲載）	2025（令和7）年4月23日（水）
質疑書の受付期限	2025（令和7）年4月30日（水）
質疑書に対する回答期限	2025（令和7）年5月8日（木）
参加申込書等提出期限	2025（令和7）年5月12日（月）※必着
参加資格確認通知	2025（令和7）年5月15日（木）※電子メールで通知
企画提案書等提出期限	2025（令和7）年5月23日（金）※必着
プレゼンテーションの実施	2025（令和7）年5月29日（木）
最終選考結果通知・公表	2025（令和7）年6月3日（火）※電子メールで通知
委託内容協議	2025（令和7）年6月4日（水）まで
見積合せ	2025（令和7）年6月18日（水）
契約締結	2025（令和7）年6月20日（金）

4 参加申込書等の提出

(1) 提出書類

本プロポーザルに参加を希望する場合は、提出期限までに次の書類を各1部提出すること。

ア 【様式1】参加申込書

イ 【様式2】参加資格に関する申立書

ウ 【様式3】会社概要書

エ 決算書

オ 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書

(2) 提出場所及び方法

水戸市教育委員会教育部歴史文化財課（茨城県水戸市中央1丁目4番1号）

歴史文化財課へ事前に電話連絡の上、提出書類を持参又は郵送により提出すること。

(3) 提出期限

2025（令和7）年5月12日（月）17時まで（郵送の場合は必着）

5 参加資格確認通知

参加申込書等を提出した者には、2025（令和7）年5月15日（木）までに、参加申込書に記載された連絡先（メールアドレス）にプロポーザル参加の可否等について通知する。

6 質疑及び回答

本委託業務及びプロポーザルについて質疑がある場合は、【様式4】質疑書を提出すること。なお、質疑書以外での問い合わせについては、一切受け付けない。

(1) 提出場所及び方法

水戸市教育委員会事務局教育部歴史文化財課（茨城県水戸市中央1丁目4番1号）
歴史文化財課に事前連絡の上、持参、郵送又は電子メールにて提出すること。なお、電子メールで提出する場合、件名は「【会社名】水戸城公式ガイドブック制作業務委託質疑」とすること。

(2) 提出期限

2025（令和7）年4月30日（水）17時まで（郵送の場合は必着）

(3) 質疑への回答

質疑に対する回答は、競争上の地位その他利害を害する恐れのあるものを除き、2025（令和7）年5月8日（木）までに、随時本市のホームページに掲載する。なお、回答した内容は、本実施要領の追加又は修正とみなすものとし、回答に対する問合せ及び異議申立ては一切受け付けない。

7 企画提案書等の提出

参加申込書を提出し、参加資格確認通知にて本プロポーザルへの参加を認められた者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。

(1) 提出書類

ア	企画提案書（任意様式）※1者1案とする	10部
イ	企画提案書の電子データ（CD-R又はDVD-R）	1部
ウ	【様式5】費用見積書	1部
エ	【様式6】費用見積明細書	1部

(2) 提出場所及び方法

水戸市教育委員会事務局教育部歴史文化財課（茨城県水戸市中央1丁目4番1号）
歴史文化財課へ事前に電話連絡の上、提出書類を持参又は郵送により提出すること。

(3) 提出期限

2025（令和7）年5月23日（金）17時まで（郵送の場合は必着）

8 企画提案書について

企画提案書については、下記要件を満たすものであること。

(1) 構成

1	会社概要、実績	会社概要及び類似事業の実績等について提示すること。
2	実施体制	担当するライター、カメラマン、デザイナー等について提示すること。なお、担当人員に本委託業務を実施するに適すると思われる実績等があれば提示すること。
3	レイアウト見本	水戸城公式ガイドブックのレイアウト見本（見開き2頁）を2種類以上提示すること。

(2) 規格等

ア 様式は、A4判横、上とじ、カラーとする。縦書き・横書きは問わないが、レイアウト見本は縦組みとする。

イ ページ数は、10ページ以内とし、表紙及び目次をつけるものとする。表紙、目次以外の各ページには一連のページ番号を記載すること。なお、表紙、目次はページ数に含まないものとする。

ウ 提案内容は、全て見積金額の範囲内で実施可能なものとする。なお、業務委託契約後に提案が実施できなくなった場合は、代替策を実施することで同等程度の効果を得ることとし、そのための追加費用は受託者が負担すること。

9 見積書について

(1) 見積書の作成

【様式5】費用見積書に本業務の実施に必要な費用の総額を記載し、その内訳を【様式6】費用見積明細書に記載すること。

(2) 留意事項

ア 見積額は、本委託業務上限額である3,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を超えないものとする。なお、この金額を超えた提案は無効とする。

イ 通貨単位は、円とすること。

ウ 代表者印を押印すること（原本以外は写しで可とする。）。

10 プレゼンテーションの実施

参加申込書の提出者を対象に、参加資格確認を経て、企画提案書に関するプレゼンテーションを次のとおり実施する。

(1) 日 時 2025（令和7）年5月29日（木） ※詳細は参加資格確認通知にて通知

(2) 場 所 水戸市役所 ※詳細は参加資格確認通知にて通知

(3) 参 加 者 3名以内

(4) 実施時間 20分以内（プレゼンテーション10分、質疑応答10分）

(5) 実 施 順 企画提案書を提出した順

(6) 実施内容 あらかじめ提出した企画提案書の内容について説明すること。企画提案書の内容と相違しないよう留意すること。

(7) その他

ア プレゼンテーションで使用するスクリーン及びプロジェクタは委託者で準備する。パソコン等の使用する機材については提案者で準備すること。

イ プレゼンテーション時の発言は、断りがない限り、企画提案内容となる。

11 選定方法

(1) 評価主体

受託者の選定に当たっては、水戸城公式ガイドブック制作業務委託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）において、公正かつ客観的に審査する。

(2) 評価方法

ア 企画提案書やプレゼンテーションの内容を踏まえ、別表を基に委員会で審査し、最高評価を得た提案者を最優先候補者、次点の提案者を次点候補者とする。ただし、評価点数の総計が満点の6割に達しない場合は、最優先候補者等を選定せず、再度プロポーザルを実施することとする。

イ 最高評価を得た事業者が2社以上ある場合は、委員の投票により、最優先候補者、次点候補者を選定するものとする。

ウ 参加申込書提出が1事業者であっても、プレゼンテーションを実施し、評価点数の総計が満点の6割以上となった場合、最優先候補者として選定する。

12 選定結果の通知及び公表

選定結果は、全プレゼンテーション参加者に最優先候補者名、次点候補者名及び自身の採点結果を文書で通知する。また、本市のホームページにて最優先候補者名及び次点候補者名を掲載する。なお、選定結果に対する問合せ及び異議申立は一切受け付けない。

13 契約

(1) 契約の締結

最優先候補者の決定後、業務内容に基づいて最終協議を行う。その後、協議内容を含めた見積合せを実施した上で、契約金額を決定する。

なお、本委託業務の全てを再委託することは原則認めない。ただし、企画提案書の実施体制において役割を明確に示した上で、必要により一部を再委託することは可とする。なお、再委託する場合は、委託者と協議の上、書面によりその承認を得てから行うものとする。

(2) 次点候補者との協議

最優先候補者が業務委託契約を締結できない何らかの理由が生じた場合又は協議が整わない場合には、次点候補者と当該委託契約について協議を行う。

(3) 契約条項等

別に定める契約書（案）のほか、水戸市財務規則に定めるところによる。

(4) 契約期間

契約締結日の翌日から2026（令和8）年3月27日（金）までとする。

(5) 契約保証金

契約保証金は免除する。

(6) 支払方法

原則、業務終了後一括払いとする（詳細は別途契約書で定める。）。

14 プロポーザル参加に際しての留意事項

(1) 失格又は無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とし、契約締結後にあっては、当該契約を解除ができるものとする。

- ア 本件の関係者に対して故意に接触を図り、自社の利益を図る行為を行ったとき。
- イ 他の提案者と企画提案の内容又はその意思について、相談や開示を行ったとき。
- ウ 提出書類に虚偽の記載を行ったとき。
- エ プロポーザルの評価終了後に、参加資格を満たしていない事実が発覚したとき。
- オ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある行為を行ったとき。

(2) 著作権

提出書類の著作権は提案者に帰属するが、本市がプロポーザルに関する報告や公表等のために必要な場合は、提案者の承諾を得ずに提出書類を無償で利用及び複製することができるものとする。

(3) その他

- ア 提出された書類は返却しない。
- イ 提出期限後における企画提案書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。
- ウ 参加申込書の提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出するものとする。
- エ プロポーザルへの参加に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- オ 提出された企画提案書等は、水戸市情報公開条例（平成 13 年水戸市条例第 4 号）に基づく開示請求の対象となる。
- カ 本実施要領に規定されていない事項が生じたときは、公平性を考慮の上、適宜本市が判断するものとする。

15 担当課及び問い合わせ先

水戸市教育委員会事務局教育部歴史文化財課 担当：小澤，関口

電話：029-306-8132 FAX：029-297-6187

Mail：bunka@city.mito.lg.jp

評価方法について

	項目	主な評価の視点	配点
1	事業実績	・ 過去に同様の業務等の実績があるか。	15 点
2	実施体制	・ 仕様書の内容に適した担当人員が確保されているか。	20 点
3	企画内容	・ 仕様書の内容を満たすレイアウトとなっているか。	40 点
4	プレゼンテーション	・ 提案内容を分かりやすく説明しているか。 ・ 本業務への取組意欲が見られるか。	10 点
5	見積額	・ 最低見積額を 15 点とし、それ未満の見積額については次の計算式により、小数第 1 位を四捨五入して採点する。 【見積額評価点数＝15 点×最低見積額/見積額】	15 点
合 計			100 点